

1. 開会 林部会長	それでは、定刻になりましたので、ただ今より、「長崎地方最低賃金審議会 第4回専門部会」を開催いたします。 委員の出欠状況について事務局から報告してください。
池田指導官	本日は、専門部会委員9名のうち、公益委員3名、労側委員3名、使側委員3名、計9名の委員にご出席いただいておりますので、審議会令第6条第6項の規定に基づきまして、専門部会開催に必要な定足数の3分の2以上を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。
2. 部会長挨拶	
林部会長	はい、ありがとうございます。 委員の皆様方には、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。 前回まで繰り返し個別協議を行っていただきましたが、結審には至っていません。 本日は、この専門部会において結審し、部会報告書の決定までを予定しております。 皆様のご協力をよろしく申し上げます。 議事に入る前に、事務局より事務連絡等説明をお願いします。
山本室長	全国の審議会における結審状況につきまして、ご報告いたします。 結審状況につきましては、随時皆様にはお知らせしているところですが、お知らせしている以外については現在ありません。 それから本日の資料ですけれども、第3回専門部会において、峯下委員よりご要望がありました令和3年度の中央最低賃金審議会の資料で「最低賃金の地域間格差と労働者の地域間移動に与える影響」について記載されている抜粋資料を添付しております。 以上よろしく申し上げます。
3. 議題 (1) 長崎県最低賃金の改正について 林部会長	それでは、審議に入りたいと思います。

	<p>前回まで協議いただきました結果では、労側委員からはプラス 81 円までの金額提示をいただきました。</p> <p>一方、使用者側委員からは、プラス 28 円との提示をしていただいています。</p> <p>このように、意見の一致が見られませんので、継続審議となっています。</p> <p>当専門部会としましては、できれば、全会一致での合意を希望いたしますが、本日全会一致となるような、ご意見の提示のご用意をいただいていますと幸いです。</p> <p>それでは全体会議におきまして、まずは労側委員からご意見いただければと思います。</p>
種村委員	<p>はい。労側委員の種村です。</p> <p>労側としましては、前回 81 円ということでお話をさせていただきました。</p> <p>その後、九州各県の状況も踏まえて、検討しました。</p> <p>連合長崎平均賃上げ額の中小 300 人未満の 10,610 円の時間換算額 61 円を改めて提示したいと思います。</p> <p>ただ、今日決めなければ今後の日程調整がなかなか難しいと聞いてますし、そうなると発効日がかなり遅れてくるんだろうと思います。</p> <p>やはり最低賃金近傍で働く労働者は、1 日も早く引上げを求めているというのが実態ですので、発効日が遅れることは避けたいと思います。</p> <p>さらに、労側としては先ほど部会長からお話があったように、全会一致を目指したいというふうな観点で、お互いに立場は違っても県民に対して納得性のある金額かどうかはありますけれど、公労使同じベクトルで結果を出したということで、強いメッセージ、期待感や納得感を与えたいと考えております。</p> <p>その上で、先ほど 61 円と申し上げましたが、さらに引下げて 57 円をお示ししたいと思います。</p> <p>この 57 円というのは、連合長崎の平均賃上げ率中小 300 人以上の 6.29%、このパーセンテージを最低賃金額で換算して 57 円ということで、これが歩み寄る限界の額と考えております。以上です。</p>
林部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>その他の労働者側委員から補足、意見等ございますでしょうか。</p>
労働者側委員	<p><意見等なし></p>

林部会長	<p>よろしいですか。 それでは全体の中で、ご意見いただきたいと思います。 使用者側委員からお願いします。</p>
峯下委員	<p>使用者側の意見でしょうか。今の労側委員の意見に対してか、どちらでしょうか。</p>
林部会長	<p>どちらでも結構です。</p>
峯下委員	<p>今日は第4回目の専門部会ということで、使用者側としては事業者、特に小規模の事業者が多数いらっしゃいますので、そういった企業の支払い能力を意識して審議の場で主張して参りました。</p> <p>先ほどから他県の状況が触れられていますけど、報道でない部分の情報が私に届いておりますので、あえて説明いたしますが、他県でも4都道府県くらい決まっていますけど、Aランクは別として、Bランク、Cランクについては、ほとんどが全会一致にならず、使側の反対、採決による決定という状況で、そういった意味でも全国的に見ても使用者側といいますか、事業者側から見ると、非常に厳しい状況で採決になっているという状況だということを説明しておきたいと思います。</p> <p>ただ先ほどから、一致点を求めて決めたいという意見も出ていますし、早く決めたいというご希望もあるでしょうから、使用者側としては個別協議の中でいろいろ意見させていただいて、なんとかまとまればいいとは思いますが、状況を踏まえると、全会一致は難しいのではないかと思います。</p> <p>仮にこの場で決まったにしても、第1回の専門部会から申し上げていきますとおり、県内の事業者の状況を踏まえると、全会一致ということにはできない状況にあります。言い方を変えると、使用者側としては目安もそうですけど、支払い能力を踏まえて意見を言わざるを得ない。反対のところは反対と言わざるを得ないという状況は、ご理解いただきたいと思います。以上です。</p>
林部会長	<p>はい。ありがとうございます。 他の使用者側委員から、この場で何かございますか。</p>
使用者側委員	<p><意見なし></p>
林部会長	<p>よろしいですか。ただ今、双方からご意見をいただきましたが、この場で全会一致となるような金額の提示はございませんでした。</p>

	<p>本日は個別協議にて、再度ご意見をそれぞれいただきまして、もし全会一致に至らないとなれば公益委員見解をお示しして、採決という形で進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>もし、個別協議の結果、全会一致での合意となりました場合は、速やかに本審への「専門部会報告書」について審議をお願いしたいと思っております。</p> <p>それでは、事務局にて、あとをよろしく申し上げます。</p>
池田指導官	<p>これからは個別協議になりますので、取材・傍聴の方は控室の方にご案内いたします。</p> <p>個別協議が終わりましたら、またこちらの会場にご案内しますので、それまでお待ちください。</p>
林部会長	<p>それでは、個別協議に入りたいと思っております。</p> <p>本日は、労側から具体的な金額提示をいただきましたので、使側の皆様と先に個別協議に入らせていただいておりますのでよろしいでしょうか。</p>
各委員	<異議なし>
林部会長	それでは、労側の皆様は別室でお待ちください。
労働者側委員	<退室>
	<p>これより</p> <p>〔 公・使 協 議 を 2 回、 公・労 協 議 を 3 回 行 う。 〕</p>
林部会長	<p><個別協議終了、全体協議を再開></p> <p>大変お待たせいたしました。</p> <p>全体協議を再開いたします。</p> <p>これまでの個別協議の結果を踏まえまして、これより公益委員見解を申し上げ、採決という形で進めさせていただきます。</p>

	<p>それでは、公益委員見解の金額提示をいたします。</p> <p>長崎県最低賃金の金額については、「55円引上げて、953円」を提示いたします。</p> <p>理由を手短に申し上げます。</p> <p>最低賃金法第9条による労働者の生計費及び賃金、並びに通常の事業の賃金支払能力、これらがすべて反映されているとみなされる賃金改定状況調査結果第4表、これを基本とするものの、中央最低賃金審議会の目安全ランク一律50円、長崎県における消費者物価指数、また長崎県における価格転嫁の遅れ、仮に55円引上げた場合の影響率、さらに地域間格差の是正、これらを総合的に勘案し、55円引上げて1時間額953円とすることが適当であるというものです。</p> <p>それでは、多数決により採決したいと存じます。</p> <p>それでは、採決に入ります。</p> <p>長崎県最低賃金の金額は、「55円引上げて、1時間953円とする。」このことに、まず賛成の方、挙手をお願いします。</p>
各委員	<挙手>
林部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、長崎県最低賃金の金額は、「55円引上げて、1時間953円とする。」このことに反対の方、挙手をお願いします。</p>
各委員	<挙手>
林部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局から採決の結果を報告願います。</p>
池田指導官	<p>それでは、採決の結果をご報告いたします。</p> <p>採決の際の委員の出席は、部会長を含めて9名でございました。</p> <p>会長は最低賃金審議会令第6条第6項の規定により、可否同数のときに決裁権を持っていることから委員として評決に加わらないとされておりまして、採決につきましては部会長を除く出席者全員を採決の基礎数とするとされております。</p> <p>その結果、採決の基礎数は8名。</p> <p>賛成が5名、反対が3名。</p> <p>従いまして、賛成多数となりましたことを報告いたします。</p>
林部会長	ありがとうございました。

各委員	<p>公益委員見解につきまして、採決の結果、賛成が5名、反対が3名。従いまして、長崎県最低賃金の金額は、「55円引上げて、1時間953円とする。」ことが、専門部会で決定いたしました。</p> <p>この結果を、本審に報告したいと存じます。</p> <p>ご異議ございませんでしょうか。</p>
林部会長	<p><異議なし></p>
林部会長	<p>それでは、金額審議が終了いたしましたので、本審への「専門部会報告書」について、これより審議をお願いしたいと存じます。</p> <p>つきましては、ただ今から「専門部会報告書」の案を準備してお配りしたいと思いますので、しばらくお待ちください。</p> <p><専門部会報告書（案）の配付></p>
山本室長	<p>ただいまお配りいたしました専門部会報告書（案）に目を通していただきたいと思えます。</p> <p>それでは、中身について事務局から説明をお願いします。</p>
林部会長	<p>それでは、「専門部会報告書」（案）につきまして、説明いたします。</p> <p>専門部会におきましては、7月25日、中央最低賃金審議会において、地域別最低賃金の目安答申がなされた後、労働者側委員及び使用者側委員の皆様、それぞれのお立場から、議論を交わしていただきました。</p> <p>その結果、最終的には公益委員見解をお示しいただきまして、採決の結果、多数決によりまして、この報告書の2枚目、別紙に記載されておりますように、現行の最低賃金を「55円引上げて、1時間953円」とする、との結論に至ったところでございます。</p> <p>効力発生の日につきましては、「法定どおり」、又は「指定日発効」のいずれかをご審議していただくこととなりますが、早期発効とすることから、「法定どおり」でお願いできればと思っております。</p>
種村委員	<p>ただ今、事務局から「専門部会報告書」（案）について、説明がありました。</p> <p>何か修正すべき点、あるいはご意見がございますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
種村委員	<p>報告書を確認いたしました。</p> <p>今回これでとりまとめということは了解いたしますが、この報告書の</p>

	<p>本紙の部分で、記より前の下から3行目までが当審議会部会として要望するという内容だと思います。</p> <p>その下の2行については、それぞれ労働者側委員、使用者側委員から別紙2のとおりそれぞれ要望がなされたということなんだと思いますが、本審議会は基本的に別紙1に金額を決めるのが一義的に目的だと思いますので、別紙2については、こういう要望があるという事実は理解しますが、労側使側それぞれ考えが違うことを言っているわけですね。</p> <p>これを審議会、専門部会報告書として取りまとめるというのが異議があるというか、今後はもう少しすり合わせをして、専門部会として金額はもとより、こういう要望を国に出す時には、専門部会として時間を掛けて取りまとめる必要があるかなというふうに思っていますので、来年度以降はそういうところも検討いただければと思います。以上です。</p>
林部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他、ご意見あるいは修正すべき点がございますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p><意見なし></p>
林部会長	<p>それでは、この内容をもちまして、本審に部会報告を行うことといたします。</p> <p>では、今後の日程について、事務局より説明をお願いします。</p>
山本室長	<p>それでは、今後の予定について、御説明いたします。</p> <p>ただ今、専門部会において結審がなされましたので、この後21時から第3回本審を開催しまして、専門部会報告、本審における採決、答申をいただく予定としております。</p> <p>本審が終わりましたら、本日から審議会意見に関する公示を行い、15日間異議申し出を受け付けますと、異議申し出締切日が9月2日（月）となりますので、この間に異議申し出があった場合には、異議申し出締切日の翌開庁日である9月3日（火）の午前9時30分から、第5回本審（異議審）を開催したいと思います。</p> <p>なお、当初予定していた8月21日（水）の第4回本審については、まだ異議申し出期間が満了しておりませんので、異議申し出に関する審議は行えませんが、第2回本審で決定していただいたように、特定最低賃金に係る参考人意見聴取等のご審議をこの日に行っていただくこととしております。</p> <p>異議審の終了後、官報公示等の事務諸手続き等を経まして、法定発効</p>

林部会長	<p>の場合、最短で10月12日（土）の発効となります。</p> <p>今後、このような流れで手続き等を進めたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>はい。ありがとうございました。</p> <p>本日の専門部会の議事録の確認につきましては、公益委員は私、労働者側委員は種村委員を、使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名させていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>大変長時間に渡りまして、真摯なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>これにて専門部会を閉会いたします。</p> <p>引き続きまして、この場所で第3回本審が開催されますので、よろしくお願ひします。</p>
------	--